

資料提供（令和 6 年 3 月 28 日）	
担当課	国民健康保険課
担当者	楠見・岡本
電話	073-441-2541（直通）

第三期和歌山県国民健康保険運営方針について

和歌山県では、国民健康保険の安定的な財政運営並びに市町村の国民健康保険事業の広域的及び効率的な運営の推進を図るため、国民健康保険法第 82 条の 2 に基づく国民健康保険運営方針を定めているところです。

現行の第二期運営方針の対象期間が令和 6 年 3 月 31 日までとなっていることから、県内各市町村国保主管課等との連携会議等を実施し、関係者の意見を聴取しつつ、運営方針の改定作業を進めてまいりました。

この度、令和 5 年度第 2 回和歌山県国民健康保険運営協議会（令和 6 年 1 月 25 日開催）の答申を経て、「第三期和歌山県国民健康保険運営方針」を策定しましたので、お知らせします。

第三期運営方針では、保険料（税）水準の統一に向けた取組、医療費適正化、人生 100 年時代を見据えた予防・健康づくり事業の更なる推進などを図り、都道府県単位化の更なる深化を図るための取組を進めていくこととします。

記

1 策定年月日

令和 6 年 3 月 28 日

2 第三期運営方針が対象とする期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までの 6 年間

3 第三期運営方針の閲覧・入手方法

和歌山県ホームページへの掲載

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/050600/kokuho/kokuhokaikaku/d00216094.html>